

平成25年度福祉施策審議会諮問予定項目

「流山市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について」

【概要】

平成24年5月11日付で「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の公布がされました。

特別措置法を受け、市町村においても新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発令されたときには、市町村長は直ちに市町村対策本部を設置することとなっており、3月議会に流山市新型インフルエンザ等対策本部条例」を上程し可決されました。

また現在、国において政府行動計画、ガイドラインを示すための有識者会議が開催されており、今後は政府行動計画等が示され、千葉県が行動計画を作成し、その後、市町村において当該対策行動計画の作成を行っていくこととなります。

市町村行動計画に盛り込む内容としましては、新型インフルエンザ等に関する「対策を実施するための体制や関係機関との連携」、「情報の事業者及び住民への適切な提供方法」、「予防接種の実施その他の蔓延の防止に関する措置」、「生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置」等です。

【スケジュール】

行動計画策定期間については、現在策定中の国及び県による行動計画等を受け、流山市では、市民参加条例に基づくパブリックコメント及び、本審議会のご審議をいただく予定であります。